

藤本伊三郎先生を偲ぶ 藤本先生から学んだこと

大島 明

大阪府立成人病センター がん相談支援センター

藤本先生に初めてお会いしたのは、インターン制度廃止運動の一環として医師国家試験をボイコットしたあと、中学・高校・大学の同級の馬淵君（現在 Deputy Branch Chief, Senior Scientist, Division of Cancer Epidemiology & Genetics, NCI）が藤本先生のお世話で米国へ留学するというので、一緒に大阪府立成人病センターに話を聞きに行った1967年5月頃であった。馬淵君の留学の話はすんなり決まっただが、如何にも暇そうにしている小生に対して藤本先生は調査部に就職しないかと誘われたのであった。確かに、インターン制度の廃止を見届けるまでは国家試験をボイコットする、当面はぶらぶらしようと考えていたので、毎日が暇であった。そのことを申しあげると、それでもよいとのことだったので、渡りに船と「行政職」として就職させていただいた。小生の両方の耳が潰れているのをご覧になった藤本先生が柔道を話題に取り上げられたことが少しは関係したかもしれない。弱いながらも大学6年間柔道部に在籍し旧高専柔道の伝統を引き継いでいたつもりの小生にとって、藤本先生は憧れの旧制第六高等学校柔道部のご出身であったのだ。

さて、就職してみると、藤本先生は、「がん予防医療体系に関する厚生省研究班」（主任研究者：関梯四郎阪大公衆衛生教授）の事務局長として胃がん検診体制の整備の研究で忙しくしておられた。この研究班の班会議の記録係として全国の指導的ながん検診関係者から生で迫力ある話を聴くことができたのは小生にとって貴重な経験であった。また、藤本先生は、大阪府がん登録の責任者としてがん登録のコンピュータ化に取り組み、花井先生とともにご苦勞の末、姓の第一漢字に固有の読み方を、住所の通・町・字等には特別のコードを与えるという形で、姓の漢字第1字、性、生年月日、住所をキーとして類似リストを打ち出し、さらに手作業で確認す

るという照合システムを考案された。この記録照合（record linkage）という手法がさらに発展してがん登録の分野以外にも活用されていたら、日本版 National Death Index の創設につながっていたであろうし、今日いまだに解決していない年金記録問題も生じなかったであろうと返す返す残念に思うとともに、2歩も3歩も時代を先取りしておられた藤本先生の慧眼に敬服する次第である。

1996年から藤本先生、花井先生の後任として厚生省がん研究助成金による地域がん登録の研究班の主任研究者を2期6年間、1998年からは藤本先生の後任として地域がん登録全国協議会の理事長を2期8年間務めたが、折しも府レベルでの個人情報保護条例、国レベルでの個人情報保護法制定の動きの最中で、本人の承諾を得ないでがんというセンシティブな情報を収集し利用するがん登録が「疫学研究」の代表としてメディア等で盛んに取り上げられ、審議会等でその防戦に掛かり切りとならざるを得なかった。幸い2003年5月に成立した個人情報保護法では、第16条（利用目的による制限）と第23条（第三者提供の制限）において例外規定が設けられ、がん登録事業は継続できることとなったが、藤本先生の的確なご助言と温かい励ましがあってはじめて幾多の困難を乗り切ることができた。

最後に、がん対策の羅針盤の道具としてのがん登録が果たす役割について藤本先生を偲びつつ、一言述べる。藤本先生は、がん登録資料をがん対策の企画立案のための資料として駆使された。現在わが国のがん死亡率は、欧米先進国と同様減少しつつあるが、欧米先進国のがん死亡率減少の大きな要因がたばこ対策の推進による肺がん罹患率・死亡率の減少であるのに対して、わが国では胃がんと肝がんの罹患率の減少によるものが大半であり、これらは特定のがん対策によるものとはいえない。地域がん登録のデータは、たばこ対策の推進がわが国の喫緊の最重要課題であることを示していると、改めて強調したい。